新潟市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２日

新潟市長　中原八一

新潟市規則第４７号

新潟市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市営住宅条例施行規則（平成９年新潟市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第５条の３第２項中「第７条第７項」を「第７条第６項」に改める。

第１９条の２を次のように改める。

（子育て世帯向け定期使用許可に係る条件）

第１９条の２　子育て世帯向けとして市長が別に定める住戸に係る条例第３８条の２第１項の規則で定める条件は、小学校修了前の者若しくは妊娠している者と同居する者又は自身が妊娠している者であることとする。

第１９条の２の次に次の１条を加える。

（子育て世帯向け以外の定期使用許可に係る条件）

第１９条の２の２　子育て世帯向け以外の住戸に係る条例第３８条の２第１項の規則で定める条件は、第１９条の５の規定による通知があった日の属する年度の末日の前日において満５０歳未満の者（条例第７条第２項第２号、第３号、第５号及び第６号に定める者等を除く。）であることとする。

第１９条の１０の見出し中「入居」を「再度の入居」に改め、同条第１項中「定期使用許可を受けた者」を「定期使用許可（子育て世帯向けとして市長が別に定める住戸に係るものを除く。）を受けた者」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、条例第３１条第１項各号のいずれかに該当する場合は、申込みをすることができない。

第１９条の１０の次に次の１条を加える。

（子育て世帯向けの再度の定期使用許可）

第１９条の１１　条例第３８条の３第１項第２号の規則で定める学校は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する中等教育学校（前期課程及び後期課程）及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）とする。

２　条例第３８条の３第１項第２号の規則で定めるやむを得ない事情は、本人の責めに帰することのできない事由により、修業年限を超えて在学することとなった場合とする。

３　条例第３８条の３第１項の規定による申込みは、その定期使用許可の期間が満了する６月前から条例第９条の規定により行うことができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（子育て世帯向けの再度の定期使用許可に関する経過措置）

２　新潟市営住宅条例の一部を改正する条例（令和８年新潟市条例第４２号）附則第２項の経過措置対象者は、その者が受けている定期使用許可の期間が満了する日の６月前から条例第９条の入居の申込みを行うことができる。

（子育て世帯向けの再度の定期使用許可に関する準備行為）

３　附則第２項の経過措置対象者は、施行日前においても、前項の規定の例により入居の申込みを行うことができる。